

ID: 5232

担当部署: 生活文化スポーツ部 産業振興課

処分の概要	定款の変更の認可		
法令名 根拠条項	商店街振興組合法 第62条第2項		
法令番号	昭和37年法律第141号		
【基準】 法第62条の規定による。 (総会の議決事項) 第62条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。 (1) 定款の変更 (2) 規約の設定、変更又は廃止 (3) 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更 (4) 経費の賦課及び徴収の方法 (5) その他定款で定める事項 2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 3 前項の認可については、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。 4 第1項第2号に掲げる事項の変更のうち、軽微な事項その他の経済産業省令で定める事項に係るものについては、同項の規定にかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとするができる。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日